

第 4 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成25年12月12日

開 会 中

場所 全員協議会室

第 4 回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成25年12月12日（木曜日）

午後 1 時18分開議

午後 2 時 0 分閉会

本日の会議に付した事件

(1) TPP交渉に関する件

① TPP交渉の現状について

② TPP協定交渉に対する意見書の提出について

(2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

(3) その他

出席委員(13人)

委員長 前 川 收  
副委員長 早 川 英 明  
委員 山 本 秀 久  
委員 西 岡 勝 成  
委員 村 上 寅 美  
委員 鬼 海 洋 一  
委員 荒 木 章 博  
委員 松 田 三 郎  
委員 吉 永 和 世  
委員 佐 藤 雅 司  
委員 小早川 宗 弘  
委員 田 代 国 広  
委員 早 田 順 一

欠席委員(1人)

委員 城 下 広 作

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 錦 織 功 政  
総括審議員兼  
政策審議監 内 田 安 弘

企画課長 小 原 雅 晶

知事公室

政策調整監 白 石 伸 一

総務部

首席審議員兼

人事課長 金 子 徳 政

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古 閑 陽 一

健康危機管理課長 一 喜美男

医療政策課長 三 角 浩 一

国保・高齢者医療課長 大 塚 陽 子

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 宮 尾 千加子

くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 出 田 貴 康

産業支援課長 奥 藺 惣 幸

企業立地課長 寺 野 慎 吾

農林水産部

政策審議監 豊 田 祐 一

農林水産政策課長 田 中 純 二

農産課長 山 中 典 和

畜産課長 矢 野 利 彦

林業振興課長 小 宮 康

水産振興課長 平 岡 政 宏

土木部

監理課長 成 富 守

出納局

管理調達課長 前 野 弘

事務局職員出席者

政務調査課主幹 松 野 勇

政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

午後1時18分開議

○前川収委員長 ただいまから、第4回TPP対策特別委員会を開催します。

それでは、審議に入ります。

まず、執行部からTPP交渉の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいと思います。

では、説明をお願いします。

○小原企画課長 企画課小原でございます。

TPP交渉につきましては、新聞等で報じられましたとおり、一昨日までシンガポールで閣僚会合が開催され、協定の完了に向けた実質的な進展が見られたとする共同声明が発表されましたが、関税や知的財産などの難航分野がまとまらず、目標とされていた年内妥結は見送られました。

本日は、初めに、9月議会以降のTPP協定交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明し、その後、11月に行われた交渉会合の概要並びに今週シンガポールで行われた閣僚会合の様子について御説明させていただきます。

それでは、資料をめくっていただき、1ページをごらんください。

まず、TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明させていただきます。

9月の特別委員会の後、10月1日から5日にかけて、交渉参加国の各首席交渉官による首席交渉官会合がインドネシアのバリで開催されました。10月3日から6日にかけては、TPP担当の各閣僚による閣僚会合が同じインドネシアで開催され、甘利TPP担当大臣が出席されました。10月8日には、首脳会合が開催され、安倍総理が出席されております。その後、10月21日に政府による業界団体向けの説明会、同じく25日には、都道府県担当者向けの説明会が東京で開催されております。また、11月19日から24日にかけて、首席

交渉官会合がアメリカで開催されました。

この首席交渉官会合の結果について、12月2日と4日に政府から説明がありました。その内容については後ほど御説明いたします。

そして、今月7日から10日にかけて、閣僚会議がシンガポールで開催されております。冒頭申し上げましたとおり、このシンガポールの会合でも妥結に至らず、来年1月に再び閣僚会合を行うとの共同声明が発表されております。

1ページの説明は以上でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

政府の説明資料を引用しておるため、ここから資料が縦になります。申しわけありません。

2ページと3ページ目は、12月4日に東京で開催された政府の説明会の資料でございます。本県からは東京事務所職員が出席いたしました。

説明会では、11月にアメリカのソルトレイクシティで開催された首席交渉官会合の結果の概要について報告がありました。

資料をめくっていただき、3ページをごらんください。

11月19日から24日まで開催された交渉会合について、内閣官房TPP政府対策本部が取りまとめたものです。

説明会冒頭、内閣官房の担当者から、年内妥結が参加12カ国の共通目標であり、それに向けて大詰めの交渉が続けられたと挨拶がありました。

下の2つ目の丸をごらんください。

この会合では、下に示されている知的財産など、未合意の論点が残されている18分野について議論されております。

TPP協定では、右の4ページにあるとおり、全部で21の分野が扱われているようでございますので、ほとんどの分野で合意されていなかったということがおわかりいただけるかと思っております。

また、3ページの3つ目の丸にあるとおり、18分野のうち16の分野については、分科会、ワーキンググループも開催され、首席交渉官会合で出た指示を踏まえ、各分野の交渉官による精力的な調整が行われたようです。

それにより、各分野の対立点が大分解消され、この後、シンガポールで開催された閣僚会議に上げなければならない論点も相当絞り込まれたようです。

なお、個々の分野における交渉の結果ですが、同じ3ページ、2つ目の丸以下の18分野のうち、一番上にあります知的財産、国有企業、環境、労働、この4分野の交渉が難航しているようです。

まず、1つ目の知的財産の分野については、医薬品のデータ保護機関の取り扱いなどについて、まだ大きな論点が残っているようです。

2つ目の国有企業は、右の4ページの(9)競争政策という分野の中で議論されていて、国有企業の定義をどうするかといった大きな論点が残っているようですが、報道では、我が国には悪い影響はないとされています。

3つ目の環境の分野、4つ目の労働の分野については、まだまだ詰めが必要であるということです。なお、環境の分野の中で、漁業補助金についても議論がされているようですが、報道によると、我が国の漁業補助金制度への影響はないとされており。

4行目の投資の分野につきましては、ISDS条項以外の議論はほぼ終わっているようです。

その次の政府調達分野につきましては、国内の公共事業への影響も懸念されていましたが、我が国の現状の制度を変えてほしいといった他国からの意見はなく、日本にとって都合の悪い議論はされておらず、議論はほぼ終わっているようです。

その次の電子商取引分野については、インターネット上のコンテンツの売買ルールなど

について議論されていたようですが、ほとんど終えんしつつあるようです。

その下の原産地規則の分野の議論は最後の大詰め、次の貿易円滑化、SPS、TBT分野の議論はほぼ終わっているようです。

なお、このSPSやTBTでは、食品や製品の安全に関するルールについて議論されているようですが、我が国の食の安全、安心の基準へのマイナスの影響はないと言われております。

また、一番の関心事である関税の問題については、物品市場アクセスの中で議論されていますが、3つ目の丸の下に書いてあるとおり、我が国はほかの11カ国と2カ国間交渉を行ったとのこと。

具体的な交渉内容は明らかにされていませんが、ほとんど全ての国から、日本のオファーの水準が非常に低いという指摘を受けているようです。

最後の4つ目の丸にあるように、このソルトレイクシティでの会合では、未合意の論点の多くについて整理がなされ、その後も交渉官レベルでの詰めの調整が行われたそうです。

そして、絞り込まれた論点について、今月7日から10日にかけてシンガポールで開催されたTPP閣僚会合において、目標の年内妥結に向けた議論が行われました。

シンガポールの結果を報告する政府の説明会がまだ開催されておらず、資料がございませんので、申しわけございませんが、この閣僚会合の様子については口頭で御説明をさせていただきます。

報道にありますとおり、シンガポールで開かれた閣僚会合は、最終日の10日、交渉に進展はあったとしながらも、残された課題に柔軟性を持って作業を続け、来月、再び閣僚会合を開くとする共同声明を発表し、閉幕しました。

物品市場アクセスなど複数の分野の交渉は

年明けに持ち越すこととなり、目標としていた年内妥結は実現されませんでした。

声明では、交渉妥結に向けて大きな進展があった、各国は交渉における未解決の課題について合意可能な着地点を確認した、関税撤廃を含め、残された課題について柔軟性を持って作業を続けるとしています。

その上で、参加各国にとって、TPPが目指す野心的で高いレベルの合意は、雇用の創出や経済成長を促す意味で重要だ、このため、今後、数週間にわたって交渉官による集中的な協議を行い、来月再び閣僚会合を開くとし、交渉は年明けに持ち越されることとなりました。

各国の交渉官らは、1月の閣僚会合に向けて交渉を継続することにしていますが、関税撤廃など各国の対立点は依然として多いようであり、厳しい交渉が続くことになりそうです。

なお、会合に出席した西村副大臣は、共同記者会見で、合意に至るまでにはまだ作業が必要だが、課題が明確になり、多くの分野で進展があった、もう一度来年1月に顔を合わせて協議しようということなので、この勢いを失うことなく、さらに議論を深めていく、参加12カ国の意思や気持ちは統一しているし、熱意も共有しているので、引き続き、高いレベルの協定に向けて、日本としても全力で努力したいと述べられました。

なお、本日午前、安倍首相は、TPP交渉の早期妥結に向け協議を進めるよう西村副大臣に指示し、特に日米連携の重要性を指摘し、関税をめぐる日米協議の継続も求めたという報道がっております。

11月から今月にかけての交渉の概要については以上でございます。

申しわけございません。資料をめぐっていただき、5ページをごらんください。

ここから再び資料が横になっております。申しわけありません。

5ページは、県議会並びに執行部の主な取り組みを時系列にまとめた資料でございます。

9月議会以降の主な動きといたしましては、ページ下のアンダーラインを引いているところでございますが、11月26日に藤川議長、佐藤副議長と知事が上京し、内閣府と農林水産省に対し要望活動を行ってまいりました。要望内容は後ほど御説明いたします。

また、11月29日には、本特別委員会において、識者を招いての勉強会並びに県内関係団体との意見交換会が開催されたところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

先ほど御説明しました、11月26日に内閣府と農林水産省に提出した要望内容でございます。

上の枠囲みに書いておりますとおり、提案・要望事項として、1、農林水産業の将来ビジョンを明確にし、その具体化に必要な対策や財源を早急に示し、農林漁業者や消費者が抱く不安を取り除くこと、2、国民に対する十分な情報提供に努め、我々農業県のように不安の大きい地方の意見に十分配慮すること、この2点に留意し、TPP協定への加入の是非を判断するよう要望してまいりました。

今後とも、県議会の皆様とも連携しながら、情報収集や政府に対する要望活動等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

執行部からの報告資料は以上でございます。

○前川収委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

11月29日に勉強会もやって、そのときも随分いろんな議論をさせていただいております

から、あのとき想定された経過と今日の経過は余り変化がないということは事実だと思っています。

ただ、交渉が妥結に至らずに、我が国の貿易の関税アクセスについては、1ミリか5ミリかわかりませんでしたけれども、とにかく譲らないという強い姿勢で交渉に臨んでいたという事は評価できるんじゃないかなというふうに思っております。

○田代国広委員 委員長がさっきおっしゃいましたように、甘利さんは1センチと言ったんですけれども、西村さんは1ミリも譲らないと。非常に我々にとっては心強いコメントなんですけれども、今の課長のお話によりますと、日米同盟という言葉が出てきましたが、いわゆる日米同盟、安倍さんはおっしゃっているわけですけれども、日米同盟が非常にこのTPPに与える影響があるというふうに思えてならないんですよ。

特に、最近のあの尖閣問題もありまして、そういったものが政治的な背景でこのTPP交渉に影響を及ぼす可能性を心配するわけなんですけれども、その点どう感じられますか。

○前川収委員長 それはもう明確な答えじゃなくて、お感じになる感覚でいいんですけれども。企画部長、あなたが国から来ているから、一番敏感でしょう、多分。

○錦織企画振興部長 済みません、じゃあ私の個人的な理解を御説明いたしますが、もちろん民主党政権のもとでTPP協定の議論が始まったときに、当初からそういう議論はございました。中国が入らない形で、アメリカと日本が基軸になって、それをASEANが取り囲むというイメージは、まさに中国に対する経済面での大きな防御壁だという議論がございましたので、もちろん各国においてそ

ういう要素というのが全くないということはないと思います。

ただ、報道を見ますと、中国も大変これは関心を持っていると言ってきておりますので、これはもう交渉事でございますから、先々でどうなるかはわかりません。中国も、国内には、投資に関しては非常に国内法制が整備されておらずで、これを海外に開くということは、中国国内でも非常な拒否反応を示しますから、そのハードルは大変高いところでございますけれども、今すぐに中国がTPPに手を挙げられる状況ではないというのはどうも事実のようでございますので、現状では、御指摘のような論点も頭の片隅には置きながら議論が進んでいくと思いますが、あくまで経済交渉でございますので、それがどの局面で、どのぐらい前面に出てくるか、それは全く予想がしにくいという理解をしております。

以上です。

○村上寅美委員 ちょっと関連だけど、日本の姿勢、熊本の姿勢はよくわかった。わかって、それから先の進行ということは誰にもわからないことだけど、アメリカは、日本に全面撤廃と言いながら、アメリカの姿勢はどうなの。わかるね。アメリカは、日本に言っているように、アメリカも全部フリーでやっていくのか。アメリカ自体は、これは残すというような、アメリカの態度はどうなのか。日本の立場はわかった。

○小原企画課長 私の持論は、あくまで報道の範囲を超えないわけでございますけれども、アメリカは、日本に対してはもう100%の関税を撤廃しろと。

○村上寅美委員 日本に対してはよかたい。自国、アメリカの姿勢を聞きよるとたい、俺は。

○前川収委員長 撤廃時期を据え置くとか、10年かけてゼロにするとか、自動車をと、そんな話があった。

○村上寅美委員 日本にはそう言っているけど、アメリカは、我が家はどうかということ、それが全然我々にはわからぬから、わかるだけの情報があれば教えてほしい。

○錦織企画振興部長 まず、日本がTPPに参加を表明した昨年の段階で、アメリカから正式に申し入れがされたのは、幾つかの分野におきまして、事前に2国間で協議をしたということでございます。1つには、自動車の話、それからもう一つが保険の話、それともうあと一つが、何でしたかね、ぱっと出てきませんけれども、もう1点ありまして、その個別イシューについては、きちんとTPPに入る以前の条件として議論しようということで、全てが表に出ているわけではないですけれども、一定の握りがあったということのようでございますので、アメリカも、自国の産業を守るために、一定の防波堤を築きたいというのが一つございます。

それから、対日本の関係以外にも、これはよく指摘されることですが、アメリカが既に諸外国と結んでいる自由貿易協定の中にも、これはアメリカが特に自国産業保護に傾いている製糖産業につきましては、競合国であるオーストラリアとの間の自由貿易協定の中では、これはお互いに聖域化するというところで、自由化の対象外としております。

今のところ——これも交渉がどう進んでいるかわかりませんが、一説によれば、TPPの議論の中でも、オーストラリアとの関係では、既に結んでいる自由貿易協定の中身は、特に砂糖についてはいじらないようにしようという約束もできているんじゃないかという指摘も、憶測も飛んでいるわけございませ

て、アメリカはアメリカで守らなければならない聖域があると、それは事実のようでございます。

以上です。

○村上寅美委員 だから、そこを——日米安保という、これはもう基軸だからどうすることも、どうすることよりもこれはやらなくちゃいけない。ところが、TPP自身のこの問題提起は、私は個人的には否定するものではないけれども、やっぱり我々が、熊本で一番必要なものは農林漁業ですよ。特に農業。これに対して、これにも例えば出しているように、854億ということでしょう、概算で、影響が。854億というならば、例えば具体的に想定できるのは何かあるかな。

○前川収委員長 この869億の生産額が減少するという影響を算出した根拠、あの当時から語られていた根拠があると思いますので、その説明をお願いします。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今回、国の試算に準じて、県のほうの農林水産業の影響を試算いたしました。

そこで、農業関係の854億円ですけれども、大きなものを申し上げますと、米が203億円でございます。あとは、牛肉が213億円、牛乳・乳製品が263億円、豚肉が136億円等と、あとは残り小麦、鶏肉、鶏卵等を積み重ねた結果が854億円となっております。

以上でございます。

○前川収委員長 それは、当然数字はそうなんですけれども、試算の前提をお話しなさいとだめじゃないですかね。

○田中農林水産政策課長 試算の前提としましては、関税が即時撤廃ということで、TP

P自体は、関税の撤廃期間はどれぐらいもつかというのが一つ大きな焦点でございますけれども、まずは関税を即時撤廃したというのが一つの前提でございます。もう一つの前提としましては、対策を何もとらなかった場合ということで、その2つの条件のもとで試算した結果でございます。

以上でございます。

○村上寅美委員 わかりました。

○前川収委員長 ということで出た数字でございます。

ほかにございませんでしょうか。

○松田三郎委員 改めて基礎的なことを聞くようで恐縮でございますが、なかなか質問も出にくい状況でございます。この委員会でも非常に限られた情報しか入ってこない。多くの国民もそう感じていらっしゃる。もともとTPPの交渉は、そういう制限がかかっているというのは、ある程度我々も認識して覚悟していたところでございます。

ただ、例えば資料で言いますと、この2ページに、説明会を開かれて、首席交渉官会合の結果は、一応概要とはいえ説明された。あと、この前の団体との意見交換の中でも、中央会の園田会長の御発言のように、アメリカは、一筆とって、ある程度ステークホルダーに対しては踏み込んだ説明をしているじゃないかというようなお話もあると。

言いましたように、ここでも一定の結果の概要は説明できるということで、その制限が、開示できない範囲というのが、例えば合意に達したというのは、その後ならば言えるのか、言えないのか、あるいはその交渉の過程に関する部分は、最大どういった事情も開示できないのかというのが、時間的な話と、その大小項目とかいうので、いろいろ我々も本当、かつちりしたルールがあるのか、ある

いは日本人が真面目だからそう勝手に守っているんじゃないだろうかというような憶測もあるようでございまして、ここは確認すればわかることだと思いますけれども、一体どういった部分が開示に制限がかかっているのかというのは、確認なり、問い合わせをなされたということはありませんか。

○小原企画課長 それはありません。

○松田三郎委員 ということは、何というか、この説明会でもそうでしょうけれども、この後の意見交換もあつたように、この議事次第ではですね。なかなか一方的な話しか我々ももちろんわかりませんし、本当にそれは制限がかかった範囲内のことなのかと、それ以上にも、まあ特定秘密の議論じゃありませんけれども、あるんじゃないだろうか。

例えば、報道によると、いろいろこういふところまで——真偽は別として、いろいろ報道がされているということは、ただ単なる記者の取材力によってあるいは会社の情報収集能力によってそこまで引き出しているのか、あるいはある程度のことはメディアには、まあリークとは言いませんけれども、説明がされているのかというのが、全く我々にはわからないわけですね。

だから、例えば、これは要望ですけども、国に対して、どういった範囲が——中身を聞くつもりじゃありませんけれども、どういった範囲が情報開示できないんですかというのを聞くぐらいはできると思うんですけども。

○小原企画課長 説明会、東京で行われておりますが、東京事務所の人間に毎回対応してもらっています。その場でそういった要望は、質問項目として言えるかと思えます。

ただ、今聞いているところでは、締結、要するにまだ今回も締結しませんでしたけれど

も、締結した後に、今度はその文書を英語とフランス語とスペイン語と、そして日本は日本語で文書をきちっとつくって、それがやっぱり半年ぐらいかかると。通常の、これまでのいろんな各国間の協定においてはですね。それが終わった後に国会に提出するというところで、公になるその条文というの、国会に提出するときになって初めて公になるというふうな話は聞いております。

○松田三郎委員 最後ですけれども、この前の意見交換会の中でも、例えば、委員長もおっしゃったように、具体的に言いますと、国民皆保険、これがそもそも議論になっているのかどうか。アメリカの担当交渉官は、いや、そもそもテーブルにのせないんだという話をなさるけれども、それを国に、のっているのか、のっていないかぐらいは教えてくださいと言えば、教えてもらえるんじゃないかなというお話もあったように、これは要望にしておきますけれども、ずっと手前のところぐらひは向こうも教えて、いや、それは違いますよとか、それはここら辺までが制限がかかっているんですよというのは、外側の話ですから、そんなにそこまでも隠さなくてもいいのかなという感じがしますので、何とかいろいろ、企画振興部長もいらっしゃいますので、いろいろなチャンネルを使って、中身を深く教えてくれとは言いませんけれども、どういったところがそもそも制限がかかっているのかというぐらひは教えていただいてもいいのかなと思いますので、要望しておきます。

○前川収委員長 ただいま松田先生から、情報の内容について聞きたいという話でありまして、確かに勉強会をやったときも、要するに交渉していないことで心配なさっているというような向きの話も出たのは事実でありますから、いわゆる交渉の内容よりも、交渉さ

れているかどうか、とりわけ勉強会の中で質疑があった部分については、そのことの確認を委員会として執行部に申し入れたいと思っておりますので、執行部を通じながら国と確認をとってもらえればありがたいと思います。

当時の会合の内容は、執行部、全部御存じですから、その内容で疑問視された部分があったと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに、いいですかね、松田委員、そういうことで。

○松田三郎委員 はい。

○前川収委員長 よろしく申し上げます。

○荒木章博委員 今委員長がまとめられたからいいと思うんですけれども、やっぱり各種団体でも株式化にするとか、医療とか、そういういろんな分野分野で講演があつて、もう確信してあの慶應大学の教授は言われたんだけど、あれは完全に間違いないと認識していいんですかね。執行部も聞かれとったから。

○前川収委員長 渡邊教授のお話。

○小原企画課長 済みません、そこはちょっとまだ私も確認はしておりませんので、今後説明会があるとき等について、質問の機会があれば——今度のシンガポールのときの説明会が今後予定されると思いますので、まだ日にちも全然決まっておられませんけれども、そういったところで質問をしたいと思っております。

○荒木章博委員 わかりました。

○前川収委員長 荒木委員、渡邊教授については、こちらから招聘したわけでありませ

が、全てのことをきちっとわかっているという前提じゃなくて、これまで国際交渉をやってきた経験があるという前提ですから、100%というふうに思わないほうがいいと思っています。たまたま100%かもしれませんが。

○荒木章博委員 わかります。推移がいろいろ変わってくるということですけど、執行部にも確認してほしいということです。

以上です。

○前川収委員長 同時に、今のやつをさせてもらいます。

○村上寅美委員 農林水産の課長、農林漁業に関して、国のほうで、内部のほうで、TPPの代償じゃないけど、この方針をちょっと新聞で、マスコミ——だけん、その辺わかる範囲で方向性を、説明ができれば。

○田中農林水産政策課長 国のほうは、この前の12月10日に、農林水産業地域の活力創造プランというのを決定いたしました。ただ、前提として、これはTPPを前提としたものではなくて、強い農業づくりをすると、結果的に自由化されても強い農林漁業が残るということで決定されたプランがございます。

それにつきましては、日本復興戦略をベースにやっているんですけども、農業、農村の所得をまず倍増させるといような目標のもと、大きく4つの柱で、輸出なり、6次産業化なり、あるいは農業基盤の整備なり、そういうようなところで今後の政策の方向性というのが見えてまいりました。

具体的に申しますと、大きなところでは、農地中間管理機構なりあるいは日本型の直接支払い制度なり、そういうような政策の改革のプランがそこで示されたところでございます。

以上でございます。

○村上寅美委員 メニューが示されたという段階かね。

○田中農林水産政策課長 はい。大きな方向性がそこで示されて、政策を変えていくという方向というのが示されたところでございます。

○村上寅美委員 TPPと切り離してと言われたように、TPPがあろうとなかろうと、専業農家あたりが日本の食文化として生き延びられるような政策は国で必要だと思うんだよね。だから、ぜひその辺を詰めて、それが1点。

それから、部長も国からだから、国国言うわけにはいかぬけど、午前中の環境対策でもあったんだけど、これは例として言うんだけど、諫早湾の干拓も、何の連絡も国から来ていない。おりてきていない。それで、まだ聞いておりませんという、それが回答になっとるわけね。今もそうだけど、TPP問題は、これはもう秘密裏にやっているように聞いているから、これは無理だと思うんだけど、これは部長、君が筆頭で来ているわけだから、国と県との情報交換のパイプ役、これがやっぱり遅いような気がするね、全てにおいて。その辺はどがん思う。おりてきよると思うか。午前中もそれがあったたいね。

○前川収委員長 ここはTPPの委員会ですから、TPPに関する事項はおりてこないというのが前提だと思いますけれども、一般論で、国からの情報はどうかということです。

○錦織企画振興部長 申しわけございません。御出席の皆様御承知のとおり、TPPにつきましては、その協議内容については秘匿するという大前提でやっているものですから、私も上京した折には、各省庁に行ってお

話を伺ったりはしておりますけれども、その中で、もちろん話をいろいろ断片には聞きますけれども、それが本当に正しいのかどうか、私も裏づけがないままにここで御説明するわけにもいきませんので、私の責任の持てる範囲でお話しさせていただきたいと思っておりますし、これからもお話しできることはいろいろ情報をとってきて、この場ででも御説明できればとは思っておりますので、私のできる可能な範囲で御対応させていただければと思います。

○村上寅美委員 要望です。県も縦割り行政で、横の連絡がとれていないじゃないかということとはよくある話。しかし、それは、我々がしょっちゅうそういうことを言うから、それぞれの部課長のところで調整をして答弁もしてくれるけど、ぜひ国からの情報——国なくしては県も市町村もなかっただけね。だから、国からの情報というのは、やっぱりこっちからも求めなきゃいけないし、国からもやっぱりスムーズにおりてくるようなことを、可能な範囲で要望を、熊本県として要望が入るような形をとってもらいたいということを要望しておきます。

○前川収委員長 要望だそうでございます。

ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 なければ、質疑はこれで終了します。

次に、本委員会からのTPP協定交渉に対する意見書の提出について、御審議をお願いしたいと思います。

さきの勉強会の中でもお話をさせていただきましたけれども、12月の閣僚交渉の結果を見ながらという前提で、年内に妥結ができず持ち越しということになりました。

先ほど議論もありましたとおり、1ミリも譲らないという強固な気持ちを持って交渉に

当たっている前提でありますから、これまで一連の意見書を本県からも、正式に自治法に基づく意見書として政府に対して出してきております。この機を捉えて、さらに意見書を出させていただきたいというふうに思っておりますが、内容につきましては、まず、お手元にお配りしてある内容です。

これは、ざっと言うと、前回、我が県から出された意見書がさきにあって、その意見書と同等の内容で国が衆参で国会の決議というものがなされました。うちの意見書が早かったんですね。県議会の意見書をさきに出して、それと同等の内容で衆参の国会決議がなされたということでもありますから、その衆参の国会決議の内容というのは、うちがさきに出した——写しになっておりますけれども、この3月に出した意見書とほぼ同じ内容でありますので、今回の新しい意見書に関しては、上のほうでさまざま述べておりますけれども、記以下で、1番、衆議院及び参議院の農林水産常任委員会における決議を遵守し、国益を守り抜くこと、2、国民皆保険の医療制度を守り、政府調達・金融サービス、医療、著作権、知的財産権などについても、我が国の特性を踏まえ慎重に検討すること、3、交渉内容については、先ほども議論がありましたけれども、交渉内容については、可能な限り国民に対し情報を提供することという3つの項目を記して意見書を提出したいというふうに思います。

まず、意見書を提出するということについてはよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 それでは、内容について、今お手元に配っているとおりであります、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員 九州議長会では、このいわゆる重要5品目を守れなくなった場合は脱退も辞さないぐらい書いてあったような気がし

たんですけれども、この意見書の中に。

○前川収委員長 九州議長の意見書ですか。九州議長の意見書は、ちょっと私は今手元に持っていませんが。

○佐藤雅司委員 議長会の要望の中にTPPのやつは入っております。

○前川収委員長 内容については。

○田代国広委員 内容が、もうちょっとこれよりもきつような気がしたんですけれども……（発言する者あり）

○前川収委員長 ちょっと待ってください。  
基本的には、国の決議の中では、多分1番の内容の中でそのことが網羅されているというふうに思いますけれども、その確認はできます。

衆参の議決を遵守しろということは、脱退も辞さないという言葉がたしか入っていたと思いますけれども。

○田代国広委員 中にですね。多分あれは脱退も辞さないというような強い文言があったような気がするんですね。30何号だったですか、議長会の意見書が。九州議長会、全会一致であれば決めとつですけれども。

○前川収委員長 いずれにしても、衆参の議決を守るということは、守れなければ、いずれにしても批准が必要なわけで、批准されないということですから、どんなに妥結しても批准されないなら発効されないという話になるわけですから、衆参の委員会における議決を遵守しろということで網羅できると思いますけれどもね。

ほかにございませんでしょうか。

○早田順一委員 2番の国民皆保険等の医療

制度と書いてありますけれども、先ほどからの話を聞いていると、その確認というのがまだ、本当にこれが議論されているのか、していないのかわからない中で、間に合うならば、執行部でその確認をした上でここをどうする……

○前川収委員長 それは情報が出ていないことは事実ですからね。向こうから出ていない、政府側から情報が出ていないという事実を受ければ、事実は出ていないという事実があるわけで、ですから、我々が懸念を持つことは別に問題がないと思います。懸念を持っているから書いているということで、それがされているか、されていないかは情報開示されない限りわからないわけですから、開示されていないからわからない、わからないから懸念を持っている、懸念を持っているからだめだぞと言っているというこの構図でいけば、我々が出す意見書でありますから、わざわざ確認する必要はないと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○松田三郎委員 済みません、小さいことで、確認ですけれども、一番最後の提出先の甘利大臣のところの肩書が、3月のほうには（TPP担当）今回は（経済財政政策）となっておりますが、TPP担当は外れていないのであれば、このTPPのことでしょうか。

○前川収委員長 これはどっちになるんですかね。提出先の内閣府特命大臣までは同じなんです、甘利明様は。その下の括弧書きに、前回3月のときはTPP担当と括弧で書いてあるんですね。今回のやつは経済財政政策と括弧でなっているんですが、両方持っていらっしゃると思うんですね。（発言する者あり）そこが外れているかどうかの確認をさせていただきます……

○小原企画課長 確認させていただきます。

○前川収委員長 じゃあ、提出先についてはきちっと確認させていただきます。入院されているからどうなっているかというのが確認できていないという前提ですので、確認をさせていただいた上で、適切な相手様に出させていただきますとということで。

○小原企画課長 先ほど委員長がおっしゃられた、脱退も辞さないというのがこの文言の中に入っているということですが、今確認したら、間違いなく入っています。

○前川収委員長 入っているでしょう。衆参の決議の中に入っているということですね。

○小原企画課長 はい。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 それでは、最終的にもう一回皆さん方の議決をとりたいと思いますが、この内容で意見書を出すことについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 ありがとうございます。

それでは、全会一致で意見書の提出が可決されたということでございます。

次に、移ります。

閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し上げることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 それでは、そのようにいた

します。

次に、その他に入りますが、何かございませんでしょうか。

○佐藤雅司委員 TPPの話、先ほどの話とかぶると思いますけれども、今国際的な、アメリカだとか、いろんな話が出ておりますけれども、最近、韓国がこのTPPの交渉の中に入るといって、FTAで2国間で今やっていますので、私たちも、最初はFTAぐらいでやったらどうかみたいな気持ちです——これが入ったわけですが、韓国はどういう、まあ政治的な背景も相当あるというふうにも、報道で読み取るとそういうことらしいんですけども、どういう状況なのか、あるいは何か終わってから入るとか、そんな話があつてはいますけれども、わかる範囲内で韓国の状況をちょっと教えてほしいと思いますけれども。

○前川収委員長 報道に書いてあるしこしか誰もわからないと思います、他国の件ですから。

じゃあ、後でちょっと調べて先生に御報告させますので、わかる範囲、報道の範囲で調べて報告をさせたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 なければ、これをもちまして本日の委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

TPP対策特別委員会委員長